



Yellow Ribbon

イエローリボンは、障害のある人びとの、その人らしい自立と社会参加をめざします

# Nothing about us Without us! 当事者抜きに決めないで! 病気や障害のある人にやさしい社会環境を守るための要望署名 自動車運転に係る審議を慎重に行ってください

衆議院内閣委員長 殿 参議院内閣委員長 殿  
衆議院法務委員長 殿 参議院法務委員長 殿

## 【要望理由】

政府は、国連の障害者権利条約への日本の批准に向け、障害者基本法の改正(2011年)をはじめとする国内法の整備を進めています。そのような中で国会では、道路交通法の一部を改正する法律案と自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律案(刑事法案)が審議されますが、そこには病気や障害のある人に新たな罰を科す内容が含まれています。刑事法案における特定の病気による事故への罰則や道路交通法の病状不申告者に対する罰則は、憲法第25条の生存権を侵害し、これらの人を社会から排除することにもつながります。障害者権利条約の批准を目指すためにも、国会では病気や障害のある人を取り巻く社会環境をも踏まえて、慎重かつ十分に審議を尽くされることを強く求めます。

## 【要望内容】

### 病気や障害のある人の排除につながる法律をつくらないでください

- 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律案要綱「第二 二(二) 病気の影響」を削除してください。
  - この条文は、道路交通法第66条で禁じている過労、一定の病気、薬物の影響による運転のうち一定の病気のみを取り上げたもので、病気の人に対する不当な処罰になります。
- 道路交通法改正案要綱「第一 一定の病気に係る運転者対策 (四) 虚偽報告に対する罰則整備」を削除してください。
  - 社会環境整備がないまま罰則のみを制定するのは、障害者を社会から排除する結果にしかありません。

名 前	住 所
	都 道
	府 県
	都 道
	府 県
	都 道
	府 県
	都 道
	府 県
	都 道
	府 県
	都 道
	府 県
	都 道
	府 県
	都 道
	府 県

※個人情報事務局で適切に管理し、署名提出以外の目的では使用しません。

<実施・送付先> (公社)日本てんかん協会・事務局 東京都新宿区西早稲田 2-2-8-4F FAX:03-3202-7235

<署名締切日> 2013年5月15日(水)までに、上記事務局に郵送またはFAX.でお送りください。

<協力団体> 日本障害フォーラム(JDF)、障害者欠格条項をなくす会、他

<注 意 事 項> 署名人の年齢制限はありません。日本在住の方であれば国籍も問いません。この用紙は、コピーをして使用できます。署名簿は、PDF ファイルにして E-mail: [jea@e-nami.or.jp](mailto:jea@e-nami.or.jp) にもお送りいただけます。